

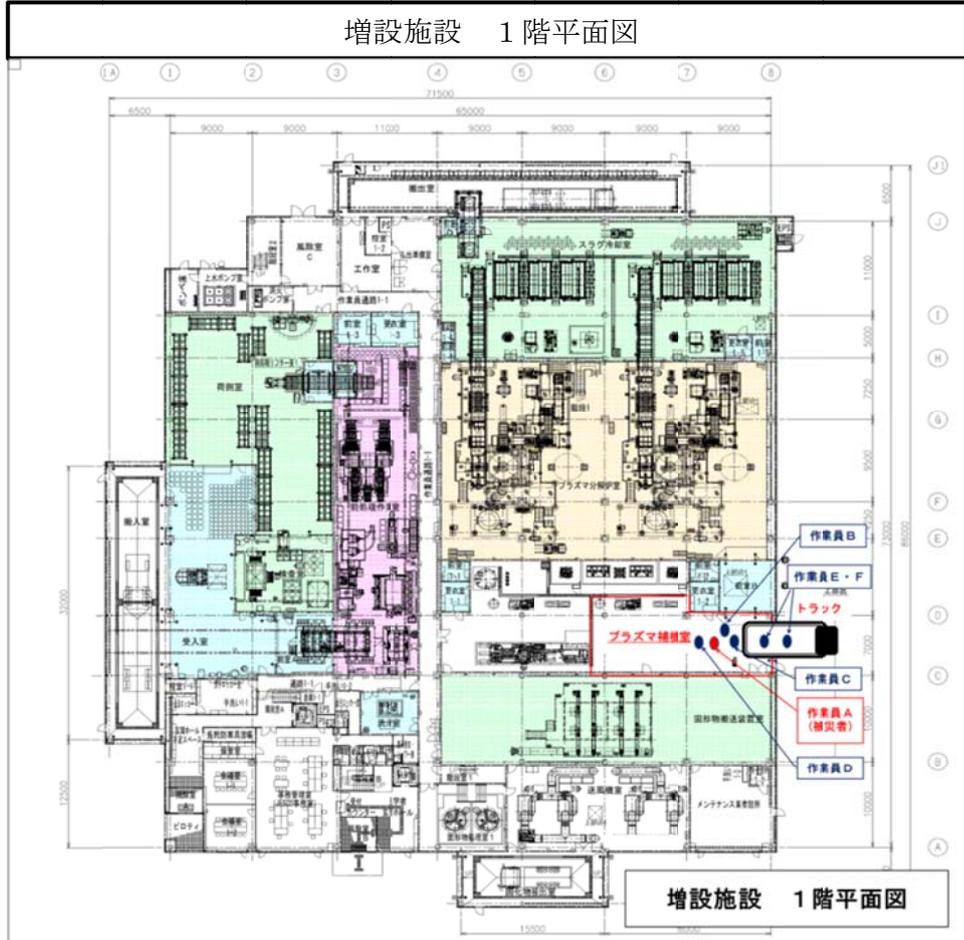
平成 28 年 9 月に発生したトラブル事象について (1 / 1)

		区分Ⅳ
件名	足場用パイプの荷下ろし作業における右頬部の打撲及び挫創	
発生日時	平成 28 年 9 月 15 日(木) 9 時 5 分頃	
発生場所	増設処理施設 処理棟 1 階 プラズマ補機室(管理区域外)	
環境への影響	なし	
PCB 汚染の可能性	なし	
概要(時刻は頃) (応急措置等)	<p>【概要】 プラズマ溶融分解炉はPCB入りの安定器や小型電気機器等を熱分解する装置で、増設施設に2基設置されている。プラズマ溶融分解炉は高温で連続運転するため傷みが早いことから年に2回大規模補修工事を実施しており、今年度2回目の1系の大規模補修工事を9月15日から10月25日に計画していた。 今回の事象は、工事用の足場に使用する資材をトラックから積み下ろす作業に従事していた男性作業員(66歳)が負傷したもので、作業員へのPCB等の接触はなかった。</p> <p>【時系列】(時刻は頃) 9/15(木) 8:40 プラズマ補機室(非管理区域)にてトラックからの足場用パイプの荷下ろし作業を開始。被災者Aは、4tユニック車から4mパイプを受け取る作業員Bからパイプを受取り、床に並べる作業をしていた。 9:05 作業員Bから受け取る際に、パイプ端が被災者Aの右目横にぶつかり、右目横を裂傷した。被災者A(66歳男性)はS社の下請け業者。 9:20 S社現場代理人に上記連絡。 9:50 JESCOに連絡。JESCOからの指示により、当該パイプの搬送作業を一時中断。 10:30 被災者Aを日鋼記念病院に搬送 11:10 S社現場代理人から作業員全員に対して注意喚起を実施し、作業を再開した。 12:00 被災者Aは治療を終えて病院から帰着した。診断結果は右頬部打撲・右頬部挫創であり、当日は自宅安静とした。</p> 9/16(金) 8:00 被災者Aは他作業現場で作業に従事した。(これにより不休災害となった)	
事象による影響 (安全への配慮)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暫定措置とし、資材の受け渡し作業時はS社監督員が立ち会うこととした。 	
発生原因	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狭い作業スペースの中で足場用パイプを手渡しリレーしたため、作業員が密集した。 ・ 手渡しリレーする際にパイプを被災者に近づけ過ぎていた。 ・ パイプ受け渡し時にタイミングがずれて、頬にぶつかった。 ・ 監督者が作業に参加しており、立ち位置等を修正できなかった。 	
再発防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業員が密集しないよう作業スペースを確保し、作業員の配置を適正化する。 ・ 作業開始前に作業内容を確認し、声掛け合図、相手の状態を確認する。 ・ 監督者は作業参加せず、全体を見渡せる位置で安全確認を行ない、必要であれば作業を停止する。 ・ 9/20 S社により、増設施設に関わる工事関係者及び施工作業員総勢 29 名を対象とした安全教育を実施した。なお、本事象についての安全教育を今後も入場者教育時に継続して実施する。 	
水平展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9/15 当初施設の定検関係者が出席する夕会にて、荷下ろし・運搬作業時の衝突等について、JESCO 安全対策課長から注意喚起を実施した。 ・ 9/21 S社により、当初施設に関わる工事関係者及び施工作業員総勢 132 名を対象とした安全教育を実施した。 	
連絡・公表の状況	<p>【事象区分の判断】 通達連絡・公表基準に基づく、区分Ⅳ(微傷災害:1回のみ受診の不休災害)に該当。</p> <p>【対外対応】 9/15 10:05~10:27 胆振・環境生活課、室蘭市・環境課、道・循環型社会推進課、(10:16 JESCO本社)、室蘭労働基準監督署に電話第1報連絡。 9/16 10:30~11:10 胆振・環境生活課1名、室蘭市・環境課1名による環境保全協定に基づく立入検査(現場及び関係書類)を受検。</p>	

【報告・公表】「通報連絡・公表の取扱い」に基づく報告として、10/11 に報告書を北海道及び室蘭市に提出し、PCB処理情報センターに配備した。

件名 足場用パイプの荷下ろし作業における右頬部の打撲及び挫創

図・写真



作業は6名で行っていた(トラック荷台 2名、中継 2名、床置き 2名)		被災者は床置き要員。
		
トラックからパイプを下ろす作業をしていた。	パイプの受け渡し時にタイミングがずれ、頬にぶつかった。	S社による安全教育風景
		